

第十三回 参議院建設委員会會議録第三十三号

(五五三)

昭和二十七年五月九日(金曜日)午前十一時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 赤木 正雄君
田中 一君

委員

楠瀬 常猪君
島津 忠彦君
深水 六郎君
三木 治朗君
東 隆君

衆議院議員

政府委員

大蔵省主計局長 河野 一之君
建設省都市局長 石破 二郎君
建設省住宅局長 師岡健四郎君
事務局側

常任委員

會專門員

會專門員

説明員

建設省都市局長 高谷 高一君
都市建設課長 村井 進君
建設省住宅局長 進君
建設省労働課長

本日の會議に付した事件
○耐火建築促進法案(衆議院提出)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。

耐火建築促進法案を議題に供します。御質疑のおありのかたは順次御発言を願います。

○赤木正雄君 これは都市によつて違いますが、最近建築用材にはどれほど毎年使つていますかね。

○説明員(村井進君) 私から御説明いたします。建築用材の使用の状況につきましては、資料の二十四頁を御覽願います。二十四頁のところでは申上げますが、木材の關係につきましては、昭和五十九年ベースと申しますのは、統計も少し十分ではございません。はつきりいたしません。大体推定といつたように、三千百万石程度使つておたします。後二十二年は落ちておまして、二十三年に相当量上りまして四千万石という数字が出ております。それから二十四年には少し下りまして、三千三百万石、二十五年に統制が非常に大幅に撤廃されて四千万石程度、爾後少し下り気味でございますが、三千六百万石という程度、昨年の成績に出ました。今年も現在までの趨勢から推しますと、大体その程度の消費ではないかと考えております。それからセメントのほうは二十六頁に簡単に書いてございまして、二十七年の普通鋼鋼材の生産見込は大体四百八十万吨という計画でございますが、いろいろ調査して参ります。特に減産をしない限りこの程度の生産は確保できるものであります。それに対して建設関係といつたしまして消費いたしてお

ります鉄鋼の量は、最近精造計算等も大分変わつて参りまして、資材を節約して参りました關係上、仮に百万坪程度の不燃建築と言われるものができて参りました。それに要する鉄鋼の量は三十万吨は出ない。二十五万吨から三十万吨の間であらうかと存じます。それに一般の鉄鋼、要するに釘とか、針金とか、或いは亜鉛鉄板といつたようなものを加えても三十五万吨程度ではないかと考えております。それからセメントのほうは……

○赤木正雄君 議事進行、時間もないことですから、質問だけの御答弁で結構でございます。私はセメントのことは質問しておりません。木材のことは聞いたのです。

次に第二條の「都市の根要地帯」といふのはどういふふうな意味のように解しておりますか。

○衆議院議員(鈴木仙八君) 「根要地帯」とは言い換へれば勤労大衆がおりますような密集した所を根要地帯と考へております。

○赤木正雄君 たとえて申しますと東京のごとき中央官衙のある所は、これは大して密集とも言えませんが、それは根要地帯に入るんですか、どうでしょう。

○衆議院議員(鈴木仙八君) 勿論根要地帯に入つておりますけれども、都市の構成上、経済上、或いは建築密度の分布等から考へまして、その都市の中心部とでも言うところの極めて重要な所でございしますが、又それに関連いた

しまして、周囲に勤労大衆がおりますような極く密集した所も根要地帯と考へております。

○赤木正雄君 密集地帯が根要地帯に入りまして、今あるかないか知りませんが、東京でも四谷の貧民窟とか、林町の貧民窟とか、相当密集した所があるが、これは根要地帯としてやはり防火建設の用地になるのですか。

○衆議院議員(鈴木仙八君) 特に貧民窟といふような所は、改良住宅方面でこれはやりたいといふふうな意向を当局は持つておりますが、根要地帯はやはり都市の中心部で、いろいろな点から考へて、経済上、或いは建築密度の多い所を根要地帯と考へております。

○赤木正雄君 今の御説明によりまして、あえて人がたくさん集まつていゝる、いわゆる貧民窟のような所は根要地帯ではない、こういうふうな解釈すべきでしょうか。

○衆議院議員(鈴木仙八君) 只今の御質問でございますが、やはり私が先ほど申しました通り、都市の構成上そこが焼かれると、いろいろな面に対して支障を来たすといふような所を根要地帯と考へております。

○赤木正雄君 もう少しはつきりしたいのですが、勿論今の御説明はわかりました。私の重ねてお伺いしたいのは、先ほど申しました通りに、貧民窟があるかないか知りませんが、仮にあるとするならば、あながちそれが根要地帯とは思われないのです。併し人口はたくさんそういう場所に集まつてお

る。それはやはり今御説明されたような根要地帯に該当して、そこにこういう法案が適用されるわけでしようかどうかでございますか。

○衆議院議員(鈴木仙八君) その一部は場合によるとかかることがあるかも知れませんが、全体的に貧民窟といつていいかどうか知りませんが、そういう地区にこれは適用されない場合もあると存じます。それはほかの方法で不良住宅改良といふようなことによつてそれが改善されて行くのではなからうかと思われまゝ。併し一部は、或いは道路といふとか表へ出た場合だとかいふような、その部落を防火的な立場から考へて守るといふふうな所には、勿論これが適用されると考へております。

○赤木正雄君 もう少しはつきりいたしませんと何ですが、この法案の目的は、そういったしますと防火の建前から余り重要な所でなくてもたくさん人の集まつてゐる、居住しておる所は根要地帯としてこの法を適用させる御趣旨でしょうか。

○衆議院議員(鈴木仙八君) これはやはり防火建築地帯といふふうになつておりますので、大體道路が主になつてこに当てはまることになつておりますので、その人口の密度と申しますか、建物の密集した所全部はかからないと思つてございまして、現在のところ、そこでやはりその一部は適用されると考へております。

○赤木正雄君 次に第二條に「地上階数三以上」とありますが、三以上に限

定されたのはどういふ趣旨でしようか。

○衆議院議員(鈴木仙八君) 地上三階というところに限定されましたのは、大體が火を耐えるというふうな考え方と、それから土地を有利に利用をする、という考え方から地上三階に限定されておりますが、四階以上はやはり四階を建てる人はその上になおその土地を有効に使うというふうな考え方、並びにそうした方面には助成の必要がないというふうになつて、火を耐えるというふうなところから三階程度ならば目的が達し得られるのじやないかという考え方、三階に限定したわけでありま

す。

○赤木正雄君 三階以上の建物なら、火を耐えるというお考えはよくわかりました。それで今までの火災の例と申しますか、いふ研究もありましようが、三階以上ならば火を耐えることになつて、三階に限定したわけでしょうか、これは各地方の例で……

○説明員(村井達君) 非常に技術的な問題でございますから私からお答え申し上げます。この火災の問題につきましては非常にむづかしい問題がたくさんございまして、これにつきましましては建設省の建築研究所の藤田所長が研究を進めておられます。最近論文を発表されましたが、それによりまして大體三階というものでございまして、相当の大火事でも有効である。三階と申しますと大體十一メートル以上でございまして、十一メートルぐらいいでございまして、輻射熱の遮断に非常の有効である。三階以下でありまして輻射熱の遮断が非常に困難である。こういう学問的な点に一應基礎を置きまして作られ

たものであります。

○赤木正雄君 第三條の「耐火構造」とこの耐火構造に対して非常に疑問を持つものであります。今説明員から学問上のことで、高さのことをおつしやいまして、今まで学問上から耐火構造と言つていながら、實際さういふ立派な耐火構造が焼けた例がたたくさんございまして、耐火構造というのはいふうな意味をこゝでは言うのでしやう、それをほつきりしたい。

○説明員(村井達君) お答え申し上げます。この「主要構造部が耐火構造である」と申しますのは柱、梁、外壁、屋根、床、階段というものが耐火構造であるというのでございまして、赤木先生から御指摘になりました今までの耐火構造のものであつても焼けた例があるというお話でありまして、この焼けた例はたたくさんございまして、大體窓から火が入りまして内部の可燃物を焼けているという状況でございまして、この火事のために主要構造部が参つてしまつたという例は殆んどないと考えております。結局窓をどうして防火するかという問題でございまして、これにつきましましては市街地建築物法の規定によりましては一応十分であつたのであります。今回の建築基準法の規定につきましましては、隣地境界線に接した窓につきましては網入りガラスを入れる、或いはシャッターをつけるというふうな規定を置きまして、窓の防火につきましても考えておきましたので、その点も併せて耐火構造ということになつておりますが、今後この規定によりましてできましては、前のようなものに比べて火に對する抵抗力は相当上つていゝというふう

えております。

○赤木正雄君 今窓のことが出ましたが、窓にはシャッターをつける。非常に熱のある場合にはそのシャッターがすでに溶けてしまつて、實際問題かない。これは多く見られる。それでもシャッターがあればその窓のほうは安全というお考えなんですか。

○説明員(村井達君) お答えいたします。只今の御指摘になりましたのは建築上のいふうな欠点を誠に的確に御指摘になりましたので恐縮なものでございますが、シャッターが動かなくなつたという例はお話の通りとき／＼見えております。この例はシャッターの取付枠が非常に悪い、従ひましてそれが曲つてしまつたという場合でありまして、普通のこの場合一般に使つておりますシャッターは手動式のシャッターでなく、自動式のシャッターをつけまして一定の温度に上りますと自然に下つて参るようになつております。従つてそういうようなシャッターでありますならば、この点は防護できるのじやないか。シャッターも自動式のシャッターもございまして、私どもが考えております比較的小さな建築物には、むしろ窓の、要するに扉式の防火扉のほうにむしろいいんじゃないかというふうにも考えております。それも当然建築基準法ではそれが防火扉として考えられております。

○赤木正雄君 ガラス窓の、殊にその中に網を入れると、そうすればいいというふうな考えであります。私はこの前の戦争中の耐火に、やはりガラスの中に網が入つたそのものが餘のよう溶けた例を見ているのです。それであなたも安全とお考えなんですか。

○説明員(村井達君) 網入りガラスが溶けますのは、これは温度で申しますと八百度以上になりますと垂れ下つて参ります。ただまあ普通の火災でございまして時間もそう長くないという場合には、網入りガラスはそれほど危険ではないと思つておりますが、ただ網入りガラスが全部完全になくなつてしまつたというふうな火災の例はまあ余り見ておりませんが、幾分か穴が開きまして、或いは垂れ下りましてそこに間隔が出ておりますが、併しそれは結果でございまして、火災の最も危いときにさういふふうなふうにすべの場合になるのじやなく、まあ非常に悪い條件が重なりますとさういふことになるのじやないか。従ひまして網入りガラスの窓が完全に火を防護できるものであるというふうには私どもも考えておりませんが、併しながら普通の場合には相當火災の延焼を中に引込まして相當の時間防護をしてくれるものだとさういふふうに考えております。

○赤木正雄君 今の説明員の話では、この防火建築物は、耐火構造物は相當、シャッターにしても、或いはガラスにしても、今までよりよい念の入つたものように思ひます。さういたしますと、相當に單価がかかると私は思ひますが、いつか承つたとき、この耐火構造物についても非常に單価が安かつた。一休單価は幾らぐら

いかるのです。

○説明員(村井達君) お答え申し上げます。私どももいたしましては耐火構造をできるだけ安く作つて参る。で、できるだけ火のほうに對しまして十分耐えられるような構造にして参りたい。で、今申上げましたように窓を大きくいたしますことは、結局火に對して力をつくしませんので、無用の窓はできるだけ開けさせたくない。かやうに止むを得ない窓だけで限定いたしまして耐火構造をいたしまして、大規模な建築物におきましては、相當の金がかかりまして、普通の商店建築のときもの三階程度のものでございましては簡易耐火構造でやつて行つて十分でございまして、それでございまして、私どもが一応計上いたしました五万五千円という單価は實際としてで得る單価であらうと考えております。

○赤木正雄君 これは御参考のために承りたいのですが、今までの耐火構造物というものが随分官庁方面からも宣傳されました、或いは木材にしてもいふうな薬を注入すれば耐火にいらんだ、それで宣傳されて、それによつて随分建つた家もありまして、併しそれが皆焼けてしまつた、こういうのがたくさんあります。さういふ場合に今まで官庁でさういふことを宣傳したことは何か責任でもつていゝのでしやうか、どうしてゐるのでしやうか。

○説明員(村井達君) さういふ場合に役人が完全に責任をとつておるかという問題でございまして、今までのたその中で申上げなければならぬのは、要するに開口部から火が入りまして、内部は焼けた、併しながら主要構造部は全部やられたという場合は余りないのでございまして、その分につきましては設計者側から考えられても、中焼けても主要構造部は焼けていないという意味では耐火構造であるという役目

から淺草方面に抜ける所とか、或いは
深川本所方面へあすこの川を考えて錦
糸堀附近の疎開をいたしました。とこ
ろが最近のそれから後の震災復興事業

始めまして、いろ／＼街路の設定をして行く場合に、疎開跡地のような所は成るべくそのまま残そう、例えば京都のように、焼けなかつた所は、疎開跡地は堀河通りの五十メートルというような所をそのまま今日道路として防火帯として役立たせるように整備を急いでおります。それから戦災復興の計画の場合には、今度家が全部焼けてしまひましたので、別個の立場から、交通系統というものを主に考えまして、街路幅員、或いは街路系統を設定して行つたわけでございます。

○赤木正雄君 今京都の例が出ました、京都はもうこういうふうな耐火構造にするならば、あの疎開地の五十メートルですか、これはもつと狭くしてもいいわけですね。

○説明員(高谷高一君) 防火帯としては両側に今の不燃建築物が全部建並べばよろしいと思いますが、京都は不幸にして焼けなかつたために、在来の家で相当混んでできております。そのために、防火地区にして五十メートルとすれば、大概の防火の役をなすだろうという考の下に、両側は防火地区に指定してあります。

○赤木正雄君 第四條の「防火地域の全部又は一部について、防火建築帯を指定する」云々とありますが、この観点は、つまり都市計画のほうと、それからこの建築のほうと十分協議してこういうことはされるのですか、今後

は。

○説明員(村井進君) 私から御説明申上げます。勿論この防火建築帯の指定をいたしました場合には、都市計画で定められました防火地域の中で定めるのでございます。又実際にこの防火帯を

決定いたします場合には、建設省内部のことでございますのでここには書いてございせんが、当然都市局と私どものほうと協議いたしました上で意見の一致したものできめるようにいたすわけであります。

○赤木正雄君 こういう法案ができましたと、今度都市計画として指定された道幅、それに對してもつと狭くしていい、そういうふうなものはどうか。ないですか、どうですか。

○政府委員(石破二朗君) 具体的細かい点まではまだ検討いたしておりませんけれども、概括的に申し上げまして、従来の道幅を急にこの法律ができたために、狭めようというふうなことは目下のところまだ考えておりません。

○赤木正雄君 土地の所有者とか或いは住家の所有者から言いますと、それが非常に大きな問題なんです。後になつて政府は考へて或いはもつと道幅は狭くしたいとか、或いはもつと広くしなればならんとか、そういう折角建てた家を破壊す、そういうことになると非常に迷惑千萬なこと、やはりこういうふうな法案ができるならば、只今あるものでこれはこれほどに改めていいことをはつきりお示しなさるのが一般国民に対する務めだと思ひますが、そのお考えはどうな

○政府委員(石破二朗君) 道幅が十分ありまして、こういう防火建築帯を作らなくても間に合うような所には恐らくこの防火帯としての指定は下りないのであらうと思ひます。又道幅が狭いためにこのままでは非常に火災上危険であるという所に恐らく防火帯は指

定されるものと、かように考へておりますので、この法律ができましたために従来の都市計画は、今にわかに変えなきやならん、かように考へておらないのであります。

○赤木正雄君 第七條の「標準建築費の差額の四分の一」とありますが、四分の一にしたわけはどうなんですか。

○説明員(村井進君) 予算の關係でございまして私のほうから説明いたします。差額の四分の一にいたしましたのは、昨日資料によつて申上げましたように、差額が補助の基本額と考えられるべきである。要するに木造の建築を作り出す場合にはかかるのは当然でありまして、耐火建築物との差額の費用が補助の基本額と考えられる。そういったしまして建築いたします本人の利益もございまして、又防火帯ができ上つて参るということによりまする公共の利益もあるわけでございます。その利益もある範囲を一応折半というふうな考へた次第でございます。それで折半にいたしました、差額の半分というものが補助すべき額になるというふうな考へておるわけでございます。従ひまして地方公共団体からはできるだけ財政の許す限り半分までは補助をしてやりたい。さうにいたしましたして国と地方公共団体とがその補助金をまだ折半するということに考へておつた次第でございます。従ひまして四分の一と申しますのは国の出し分を言つておるのでございまして、この四分の一に更に四分の一を地方公共団体に加えてまして、そして二分の一までやれるようにしたいというふうな考へたものでございまして。

○赤木正雄君 第十二條の「建築物の賃借権者の総数のそれぞれ三分の二以上の申出」とありますが、この三分の二ときめられたのはどういふわけですか。

○説明員(村井進君) それ／＼三分の二の数字を出しました根拠でございまして、三分の二の数字は土地改良法の土地整理をいたします場合の組合結成の要件でございまして三分の二ということになつております。又都市区画整理を行ひます場合にも三分の二ということになつておりますので、これはまあ性格は違つたのでございまして、要するに或る一つの仕事を参りますときに、その大体当事者の三分の二の同意というふうな認められまますような、法律上の解釈と申しますか、そういったやうなやり方がございまして、それを例にいたしまして、この三分の二という数字を出したわけでございます。

○赤木正雄君 この法案は結局防火に寄與するのでありますが、仮に一つの道がありまして、その両面に沿つて大きな邸宅がある、その邸宅の左右に小さい家がたくさん並んでゐる、こういう場合に邸宅としては一戸でありまして、多数のたくさんの方があつた場合にその三分の二のこの数に該当して一人の土地所有者のその邸宅もこれに該当するということはありませんか。

○説明員(村井進君) 結局そこにそういうものがございまして場合に、そこに耐火建築を作る必要がどうしてもあるかないか、こういう問題が一番先の問題であらうかと思ひます。そういう問題でございまして、その廻りの小さな土地を持つてゐる人たちだけ

で三分の二という要件を満たし、なお大きな、非常に広大な土地を持つてゐる人の土地も一緒に含めてやりたいというお申出が、これは法律に基きまして申出のほうはできるものであります。そのためにその要件といたしましては、地方公共団体の長がその土地を含めて耐火建築を作らなければ他に作るものがないというふうな認定ができま

す。又地方公共団体がみずからやります場合には予算を通じまして、予算を計上しなければならぬので、予算を通じましてそれが適当であるかどうか、妥当であるかというふうなことから、又その点につきまして運用上は最初のことでございまして、これは都市計画審議会にかけて意見を聞きまして、或いは最終的には建設大臣におきましてその適否を見るというふうなことをいたしまして、何分にも最初の運用でございまして、注意をいたして

おりますが、只今赤木先生の御指摘のやうな場合非常に廻りに小さい家があつて、その数だけで行くというやうな点は、法律上はさうなつておりませんが、実際の運用といたしましては、まあ前にも後にもいろ／＼の條件を考へておりますので、非常に甚だしい不適当な運用は起らないものと考へております。

○赤木正雄君 私はこの法案で一番問題のあるのは私が質問してゐるやうな問題が一番問題になつておると思ふんです。目的は防火なんですから、仮に大きな庭があるとか、そういう関係で、又その家が平家ではあつても少しもそれがほかに害をしないというふうな場合には何れ私は三分の二の周囲の人の申出があつてもそういうところは根本方

針として防火に適用するからして何
も彼これしない方がいい、こういう
考えを持っています。これは鈴木さん、
あなたの御意見どうですか。

○衆議院議員(鈴木仙八君) それはそ
の通りです。従って他人の権利を侵し
ていやる者を無理矢理に引く張ると
いうふうなことはこれは法律の精神で
ないと思います。これは防火が目的な
んですから、先生の言われる通り、私
どももこれは議論の焦点になつたとこ
ろなんです。御意見全くこの点その通
りです。

○赤木正雄君 私の考えも鈴木提案者
の考えもこれには合致しますが、私は
問題になるのはその点だと思つて、私
はこの法案の一番大きな問題は、この
運用の如何にかかるが、業者が結託い
たしまして、その周囲の人たちと一緒
になりましてあの土地までもというよ
うな悪辣な考えもできるのです。そ
うするとこの法の運用の最も悪い場合
としてどうでもこれは悪用できます。
これは特に何とか或いは法の一部を改
正するとかしてもこれは私はこの法律
の今後の大きな欠陥ともなり長所とも
なると思つて、これは特に何かもう少し
突つ込んだ考えはございませんですか。

○衆議院議員(鈴木仙八君) 最初のと
大分違つて、それで三分の二以上とい
うふうなものも入つて来て、それで最
初のよりもよほど違つております。

○政府委員(師岡健四郎君) 私からち
よつと申し上げます。十二條の「緊急に
防火建築帯を造成する必要がある」と認
める場合において、「こういう措置が
とられるわけなんでありまして、只
今お話のありましたような場合におき
ましては、起業者のこの建築計画を設

定して、作ります場合に十分に注意して
運用して行きますれば、御心配の、御
指摘になりましたような点は十分に避
け得ると考えておりますので、この法
の運用において、今後十分注意を拂
つて行きたいと思つております。

○赤木正雄君 十分に注意とおつしや
るが、私は公務員の注意は信用実では
きないのです。それで法案の修正の必
要はないかと思つて、田中先生
がお急ぎですからどうぞあなたの……

○田中一君 大蔵省のほうに伺いた
いですが、過年度においてもこの防火
建築促進法は議員提案としてこの法案
が予算を含む法律案でありますので、
無論大蔵省のほうに裏議があつたもの
と考えますが、その際にあなたのほう
で取上げられずに今日まで待つておつ
たこの一年間或いは二年間の間に、我
が國においてどのくらいの大火があつ
たか、又そのためにどのくらいの大
きな損害があつたかというのを考
えますときに、なぜ過年度においてこ
の防火建築促進法が予算的な措置を、
裏付を持つて成立しなかつたかとい
うことについて非常に疑問を持つてお
るのです。一体或いは占領軍がこれを阻
止したのか、或いは大蔵大臣がこれを
阻止したのか、どういふ経緯で今日ま
で大きな災害が年々あるにかかわら
ず今日まで在再日を送つたといふこと
の経過を第一に御報告願いたいと思
つて、

○政府委員(河野一之君) 防火建築の
促進についての只今過去においてど
うだつたかというお話であります、
過去のことにいついていろいろ経緯を
この際いろいろ申し上げるのは差控えた
ほうがいいのではないかと思います

ので、これは御容赦願いたいと思つて
であります。この法律の趣旨について
は十分我々の財政当局としても尊重
いたしまして、今後財政面でできるだけ
のことはいたして参りたい、こう考え
ております。

○田中一君 この法案は第六條に規定
しております通り、地方公共団体がみ
ずから事業を行うことができるよう
になつておるんです。その際地方公共
団体のところの費用の分担が重く
なるのではないかとこの点を考えるわ
けです。その際大蔵省は融資その他の
方法において大體骨を折ろうという御
発言が今ありました、どのようによ
うに考へておられるか。本年度は二億円の少
い金でございしますが、もう一度具体的
にどういふふうな考へておるか、御説
明をお願いしたいと思います。

○政府委員(河野一之君) 現在の預金
部からの起債の枠というものは六百五
十億ということになつておりますが、
この法律の地方団体の分は大体一般財
源で行けるのではないと思ひます
が、そういうことも特にそれでは行け
ないといつたものについては起債の中
で処理すべきものだと思つております。
今この分として幾らというふうな特に
予定して別枠にして行くといふことは
現在のところないであります。

○田中一君 学校、或いは官庁官署、
病院その他國が予算を支出してやる建
築物に対しこれを防火帯設定と同じよ
うな考へ方を持ちまして、耐火構造に
する予算措置を今各都府局から出た場
合には無論これに対して共鳴願つてそ
うした措置をおとり下さることと信じて
おりますが、その点如何ですか。

○政府委員(河野一之君) 現在都市に
おきましては特別の地帯におきまして
は耐火構造物で作り、でなければ
建築は許されないような建前にたしか
なつておると思ひます。従いまして官
庁官署につきましてはそういう法律
の建前を尊重しまして、そういう地区
には原則として耐火建築物をいたして
おります。又学校につきましても、現
在の六・三制の関係でやつておるもの
につきまして、都会地におきましては原
則としてそういう地帯におきまして
は耐火構造物でやるという建前で予算
の積算をし配分をしておるわけであり
ます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記をとめ
て下さい。
〔速記中止〕
○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記を始め
て下さい。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十九分散会

五月八日本委員会に左の事件を付託さ
れた。(予備審査のための付託は四月二
十一日)
一、道路法案(衆)
一、道路法施行法案(衆)

第十六部 建設委員会会議録第三十三号 昭和二十七年五月九日 【参議院】

昭和二十七年五月十七日印刷

昭和二十七年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所